

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

介護保険法第117条第7項の規定による調査及び分析を行い、介護保険事業計画の実績に関する評価を行いましたので、同条第8項の規定により自己評価結果を公表します。

第7期介護保険事業計画に記載の内容		R2年度（年度末実績）				
事業区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
自立支援、介護予防、重度化防止	■自立支援型地域ケア会議の開催 週1回定期開催し、利用者の自立に向けた支援の方向性を検討している。	自立支援型地域ケア会議を通して利用者の自立に向けた支援の方向性を検討し、状態の改善や重度化の予防をする。ケアマネジャーのマネジメント力の向上を目指す。	①自立支援型地域ケア会議の定期開催の継続。 ②ケアマネジャーへの研修の実施。	①自立支援型地域ケア会議（プラン検討会議）：49回 156件 ②ケアマネジャーへの研修：0回	○	今後においても自立支援型地域ケア会議の定期開催を継続させる。ケアマネジャーへの自立支援型ケアプラン作成研修を充実させ、居宅介護支援専門員のスキルアップを図る必要がある。
自立支援、介護予防、重度化防止	■短期集中型サービス（訪問型・通所型）の実施 【総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）】 3事業所にて訪問型サービスC、1事業所にて通所型サービスCを開始。	専門職が集中的に介入することで生活機能の改善・維持を図る。	①指導と短期集中型サービス（訪問型・通所型）の充実。 ②サービスの利用促進。	平成31年4月から、3事業所にて訪問型サービスC、1事業所にて通所型サービスCを開始。 訪問型サービスC：70人利用 延べ205回（年間65回開催） 通所型サービスC：1週間に1回 56人利用 延べ183回（年間43回開催）	△	短期集中型サービスについては、利用者を増やすためにケアマネジャー・市民への啓発周知を行う必要がある。
自立支援、介護予防、重度化防止	■いきいき百歳体操 【総合事業（一般介護予防事業）】 H28年度参加者数--868人 参加数は増加傾向にあるが、参加促進のための取組が必要。	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援する。	①「いきいき百歳体操」参加者数の拡大。 （平成28年度実績868人から令和2年度目標人数を1,300人とする） ②令和2年度までに口腔機能向上のための健口体操を実施する。	①実施箇所数：68グループ、1,307人 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から活動を休止している状況 ②健口体操の実施：DVDの動画をYouTubeにアップした。	△	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、活動の自粛を行っていたため正確な参加者数については把握できていない。
自立支援、介護予防、重度化防止	■L I C ウェルネスゾーン及びはびきのウェルネス 【総合事業（一般介護予防事業）】 参加希望者に対して実施場所のキャパシティ等が不足している（リピーターの増加による）。運動経験があまりない参加者への働きかけが必要である。	介護予防に資する基本的な知識の習得や、日常生活での実践内容の普及啓発をする。	①運動習慣が継続できる取り組みをより充実する。 ②参加者の状態変化を検証し、より充実したプログラムの提供を行う。	利用者数 L I C ウェルネスゾーン：1,574人 はびきのウェルネス：5,132人	○	地域の中で実施できる運動継続の場所の確保、地域リーダーの養成を目指す。また、コロナ禍において外出頻度が下がり、運動不足になっておられる方に向けた自宅トレーニングの強化が必要である。
自立支援、介護予防、重度化防止	■きらきらシニアプロジェクト介護支援センター事業 【総合事業（一般介護予防事業）】 元気高齢者が高齢者を支える制度のひとつとして、介護施設等でのボランティア活動にポイントを付与し、貯まったポイント数に応じて、換金等をする。	元気高齢者が高齢者を支える制度のひとつとして、高齢者の生きがいづくりや、それを通じての介護予防を図る。	①登録者数の増加。	登録数について：令和2年度296人（うち令和2年度にはじめて講座受講者5人）	○	元気高齢者の生きがいづくりや、それを通じての介護予防の観点からもこの事業の普及と登録数の増加を図る必要がある。
介護給付適正化	■要介護認定の適正化 認定調査件数が増加する中、市認定調査員の事務負担が増加しつつある。	事業所に委託した認定調査については引き続き全件を確認する。更新申請は、申請件数の3分の1、区分変更は申請件数の2分の1を目標に市で認定調査を実施する。	（2018年度（平成30年度）） 市で実施する認定調査数 更新申請 申請件数の3分の1 区分変更 申請件数の2分の1 （2019年度（令和元年度）） 前年度実績割合以上 （2020年度（令和2年度）） 前年度実績割合以上	更新申請 申請件数の55.7%（内訳505件/907件） 区分変更 申請件数の90.3%（内訳980件/1,085件） （参考） 平成30年度実績 更新申請 申請件数の45.7%（1,231件/2,692件） 区分変更 申請件数の87.9%（849件/966件） 令和元年度実績 更新申請 申請件数の43.8%（1,545件/3,530件） 区分変更 申請件数の87.4%（884件/1,011件）	◎	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、申請件数は当初見込んでいた件数より大幅に減少した。更新申請については、【新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い】により、有効期間を12ヶ月の期間延長を行った。 来年度以降、延長処理を行った更新申請と通常の更新申請が重なり、前例のない申請件数の増加が予測されるため、事務負担の見直し等による体制整備を行い計画通りの実施に向け取り組んでいく必要がある。
介護給付適正化	■ケアプラン点検 実地指導の実施頻度の検討及びサービス種別の拡大を図る為の体制の構築が必要である。	点検の実施にあたっては、国保連システム等を活用して点検対象を抽出するなど効果的に実施するよう努める。また、厚生労働省が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」を踏まえて、居宅サービス計画等の確認及び確認結果に基づく指導等を行う。 ①居宅サービス計画等が、利用者の自立につながる、真に必要なサービスが適切に位置づけられているか確認する。 ②居宅サービス計画等の確認を行った結果、必要に応じて介護保険法第23条、同法第83条第1項の規定に基づき指導・監査を行う。 臨時で実施する指導が増えているため、計画的なケアプラン点検の実施は困難となっている。可能な限り計画的なケアプラン点検の実施、必要に応じた指導・監査に努める。なお、実地指導を実施する対象事業所については、新規事業所及び実地指導において算定要件を充足していない場合がしばしば見られる特定事業所加算を算定する事業所（居宅介護支援及び訪問介護）並びに個別機能訓練加算Ⅱ及び運動器機能向上加算を算定している事業所（通所介護）を優先することも検討する。 ③ケアプランの改善状況を把握及びフィードバックすることにより点検実施の効果を把握すると共に、誤りが多い点や留意事項等について、羽曳野市介護保険事業者連絡協議会総会の機会に、市集団指導として、各事業所に対し周知を行う。	事業所に資料提出を求めたり、訪問調査を行い、例年（約100件）をベースに可能な限り点検の実施、必要に応じた指導につとめる。 （2018年度（平成30年度）） 100件 （2019年度（令和元年度）） 100件以上 （2020年度（令和2年度）） 100件以上	ケアプラン点検数：31件	△	居宅介護支援事業所への実地指導の際に行うケアプラン点検以外に実施する機会が少ない中、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実地指導を全て中止したため点検実施件数は目標値を大きく下回る結果となった。 来年度以降も新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たない状況のため、新たな実施方法、実施計画及び目標設定を検討する必要がある。
介護給付適正化	■住宅改修等の適正化 現状では、現地確認を全件行うことは難しいが、できる限り調査を実施する。 現在実施している工事事業所への研修について、今後適正化に繋がるように実施する必要がある。	①新規事業所や申請される住宅改修の必要性や工事の内容などについて、書類や写真等だけでは確認できないなど不明瞭な点がある場合、改修工事の事前または事後に現地調査等により確認する。 ②無作為あるいは保険者の必要に応じて、事前もしくは事後に一定数の現地調査を行う。 （調査項目） ○利用者の状態から見た必要性 ○利用者宅から見た必要性 ○金額の妥当性、改修規模 ○適正な施行が行われたかどうかの確認（抽出の方法） ○申請の中から無作為に抽出 ○保険者が必要に応じて抽出 ③事業所への研修会について、介護保険の住宅改修の趣旨など適正化に繋がる内容を検討のうえ実施する。	現地訪問調査を一定数実施し、適正な施工がされているか確認を行う。 （2018年度（平成30年度）） 申請件数の15% （2019年度（令和元年度）） 前年度実績割合以上 （2020年度（令和2年度）） 前年度実績割合以上	申請件数の11.7%（59件/505件）※ ※アンケート調査のみ実施を含む（「課題と対応策」欄参照） 含まない場合は、申請件数の3.2%（16件/505件） （参考） 平成30年度実績 申請件数の10.0%（53件/542件） 令和元年度実績 申請件数の 9.6%（48件/502件）	◎	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により現地訪問調査を一定期間中止した。9月と10月に再開し、訪問調査を16件行ったが、それ以降再び中止となっている。そのため、住宅改修を実施した被保険者に対して、事後のアンケート調査のみ実施した（43件に郵送。訪問調査と合わせる）と申請件数の11.7%） 現地確認を全件行う事は難しいため、事前申請時の改修前の写真と理由書により利用者の状態に対して適正であるか確認する必要がある。また、現地訪問調査は、住宅改修の適正化に一定効果があるため、今後も計画的に実施し目標達成を目指す。あわせて、令和4年度に実施する事業者や介護支援専門員等の研修会において、現地訪問調査の実施結果を報告するなどより一層適正化を図っていく。
介護給付適正化	■福祉用具購入・貸与調査に係る適正化 支給申請理由や軽度者の福祉用具貸与の申請理由が本人の身体状況にあっているのか認定調査票等と突合し、身体状況と必要理由が一致しない場合、適宜追加で疑義照会をしている。支給申請の際、身体状況にあった福祉用具が選定されているか、サンプル品等で確認するなど十分に検討されているか、今後確認していく必要がある。	①福祉用具購入については、申請書類提出時に窓口での利用者の身体状況を確認することによって、支給対象として差し支えないか判断する。 ②事業所に対しては、電話や窓口にて福祉用具が必要な理由について詳細に記載するよう指導。オーダーメイドのものについては、見積もりや図面の提出を求めたうえで判断する。 ③軽度者への福祉用具貸与については、例外給付届出書の事前提出により、適切な給付となっているかについて、確認作業を実施する。 ④利用者の状態から見て、利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与について、適切なケアマネジメントに基づき実施されているか確認する。 ⑤申請書について、これまでに引き続き全件内容を適正に審査し、利用の必要性確認をすることによりこれまで以上に適正化を図る。	（2018年度（平成30年度）） 申請書について、引き続き全件内容を適正に審査する。また、2018年（平成30年）10月からの全国平均貸与価格の公表を活用した保険給付の適正化をできるような研究を行う。 （2019年度（令和元年度）） これまでの取り組みに2018年度（平成30年度）に研究した内容を反映した適正化を行い、申請書について、引き続き全件内容を適正に審査する。 （2020年度（令和2年度）） 2019年度（令和元年度）に実施した新たな適正化について、効果を検証し一層効果的な適正化の取り組みを確立したうえで、申請書について、引き続き全件内容を適正に審査する。	申請書について、全件内容を適正に審査した。	◎	引き続き、申請書の内容を適正に審査し、身体状況に合った福祉用具の利用促進を図る。
介護給付適正化	■医療情報との突合 現行の取組みで効果がでていないので、継続して取り組んでいく。	①国保連システムから出力される「医療情報との突合リスト（独自絞込みリスト）」等を用いて、給付状況を確認する。 毎月「医療情報との突合リスト（独自絞込みリスト）」の出力内容の確認を行い、国保連に審査共助により審査対象とならなかったものについて、給付実績との突合を行う。実施率100%を目指す。 ②疑義内容の確認及び過誤申立等を実施する。 疑義内容については、介護支援専門員やサービス提供事業所、医療保険担当部署等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連合会に対し過誤申立等を行う。	毎月点検を実施する。疑義のあるものについて、事業所等に照会・確認し、必要に応じて過誤申立等を行う。 （2018年度（平成30年度）） 実施率100% （2019年度（令和元年度）） 実施率100% （2020年度（令和2年度）） 実施率100%	毎月点検実施している。 令和2年度に行った疑義照会1件 返還実績2,610円 実施率100%	◎	現行の取り組みで効果が出ているので、継続して取り組む。
自立支援、介護予防、重度化防止	■縦覧点検 現行の取組みで効果がでていないので、継続して取り組んでいく。	国保連合会から縦覧チェック項目一覧表・点検項目の内、下記の帳票を①～⑧のとおり点検する。 ①算定期間回数制限縦覧チェック一覧表 ②重複請求縦覧チェック一覧表 ③居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表 ⑤入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表 ⑥居宅介護支援再請求等状況一覧 ⑦月途中要介護状態変更受給者一覧表 ⑧帳票①～⑧について国保連合会に縦覧点検を委託しているが、一部委託では判断できないものが含まれるため、本市においても点検を実施する。 ⑨⑤～⑦の帳票についても、継続して点検を実施する。 ⑩疑義内容について、介護支援専門員やサービス提供事業所等に詳細を確認するとともに、必要に応じて国保連合会に対し過誤申立等を行う。	毎月点検を実施する。疑義のあるものについて、事業所等に照会・確認し、必要に応じて過誤申立等を行う。 （2018年度（平成30年度）） 実施率100% （2019年度（令和元年度）） 実施率100% （2020年度（令和2年度）） 実施率100%	毎月点検を実施している。 令和2年度に行った疑義照会86件 返還実績224,537円 実施率100%	◎	現行の取り組みで効果が出ているので、継続して取り組む。
自立支援、介護予防、重度化防止	■介護給付費通知 給付費を通知する意味を受給者が正しく理解したうえで通知内容を確認することが前提であると考えるが、通知後の問い合わせ内容からまだまだ理解されていないと思われる。また、受給者自身が介護保険制度や給付費に対し意識を持つことが給付費適正化には重要であるため、保険者として広報等を通じて周知を図っていく必要がある。	受給者全員に年1回通知する。 受給者自らが適正なサービス利用や給付費への意識を持つことが給付費適正化には重要であるため、通知の目的や内容を分かりやすく工夫し給付費適正化に繋げる。	（2018年度（平成30年度）） 実施率100% （2019年度（令和元年度）） 実施率100% （2020年度（令和2年度）） 実施率100%	受給者5,052件に対し12月上旬に通知を交付した。 実施率100%	◎	給付費通知発送後の問い合わせなど反応が少なかった。 介護給付費通知は利用者自身に自身の介護保険給付費がどれくらいかかっているかなど理解を深めていただくことにより、給付費の適正化を図るものであるため、通知内容や趣旨をご理解いただけるように努める。
自立支援、介護予防、重度化防止	■給付実績の活用 国保連合会から配信される給付実績等の情報を活用できていない。取組する事に際し、手法や費用対効果等についても十分に検証する必要がある。	国保連合会と連携を図り、他市の活用状況を調査研究する。	他の事業の実施状況を考慮し、その有効性、実効性について検証のうえ、給付実績等の情報の活用について検討する。 （2018年度（平成30年度）） 国保連合会に取組む手段等を確認する。他市の実施状況等、情報収集に努める。 （2019年度（令和元年度）） 収集した情報を検証し、取組みを実施するか判断する。（実施すると判断すれば実施開始。） （2020年度（令和2年度）） 前年度実施していれば、取組みを継続する。	国保連合会から情報提供される給付実績等の情報から適合性を確認し、必要に応じて事業所に確認した。	△	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度は全ての実地指導を中止したことにより、給付実績等の情報を活用する機会が激減した。実地指導以外にも活用できる機会はないか検討し、手法や費用対効果等に関して検証する必要がある。

自己評価：数値目標があるものは、達成率（◎：80%以上、○：60～79%、△：30～59%、×：29%以下）、達成率が出しにくいもの、数値目標を設定していないものは、「◎達成できた、○概ね達成できた、△達成はやや不十分、×全く達成できなかった」の指標により自己評価